

2 学期始業時における新型コロナウイルス感染症予防対策について

報道にてご承知のこととは存じますが、新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進み、全国的に感染者が増加しております。また、本市においても日々20人前後の感染者が確認されており、予断を許さない状況が続いています。

「学校教育活動の継続と臨時休業等の判断」については、文科省は「学校が児童生徒の全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティーネットとして身体的、精神的な健康を保障とするという福祉的な役割を担っている」ことから、地域一斉の臨時休業は避けるべきであり慎重に検討する必要があるとしています。

石垣市教育委員会では、児童生徒の健やかな学びの保障や心身の影響等の観点を考慮し、2学期を迎えるにあたり警戒度を高めつつ、予定通り8月30日より、令和3年度2学期を始業いたしますので、下記の2学期始業時における新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底をお願いします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「新しい学校の生活様式」～』の徹底を図ること。変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が有効である。

2 外からウィルスを持ち込まないためのPTAや各家庭との連携強化

- (1) 風邪症状（普段と体調が少しでも異なる等）のある場合には、児童生徒・教職員とも自宅での休養を徹底すること。（出席停止・特別休暇）
- (2) 同居の家族に同様の症状が見られる場合にも登校・出勤を控えること（出席停止・在宅勤務）
- (3) 同居の家族がPCR検査を受ける場合にも登校・出勤を控えること（出席停止・在宅勤務）
- (4) 登校時や登校後に児童生徒に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させること（出席停止）
- (5) 郡外へ移動した教職員のPCR検査及び抗原検査等の実施と結果報告の徹底を図ること
- (6) 郡外へ移動した児童生徒の把握（旅行届け）とPCR検査及び抗原検査等の実施と結果報告の徹底を図ること
- (7) 児童生徒の陽性感染状況について兄弟姉妹を確認し、関係幼小中高における情報共有の徹底を図ること。

3 部活動について

部活動については、県緊急事態宣言中（～9月12日）まで継続停止とする。

4 学校広報車による校区内の感染予防広報について

児童生徒の感染のほとんどは家庭内感染であり、学校が通常通り運営できるためには保護者及び地域の方々の「子どもたちに感染させないという」意識の醸成が必須である。

8月19日付の公文で依頼したとおりお願いします。

(1) 広報期間 令和3年8月23日（月）～8月27日（金）午前1回・午後1回

(2) 広報内容例

こちらは、〇〇学校の広報車です。石垣市立小中学校では8月30日に2学期が始まります。児童生徒が安心・安全に学習を進めるためには、保護者・地域の皆様一人一人の新型コロナウイルス感染症予防対策の実施が何より重要になります。まず、「自分自身が新型コロナウイルスに感染しない」、そして「家族や周りの人に感染させない」行動の徹底をお願いいたします。また、家族に風邪症状等が見られる場合は感染のおそれがありますので外出や登校を控えるようお願いします。